

トイレなどを水洗化して快適な生活を送りましょう

下水道区域内の皆さんへ 下水道への接続をお願いします

☎下水道課 ☎0176-25-4015

市では、市民の皆さんに健康で快適な生活を送っていただくため、下水道の整備を行っています。生活環境の改善や川などの水質保全のためにも、まだ接続していない人は**一日も早い接続**をお願いします。

❖ 下水道を使用するには排水設備が必要です

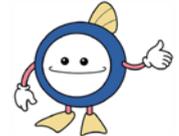
建物から下水道管までの設備を「排水設備」といいます。排水設備の工事は、**個人が工事業者へ依頼**しなければなりません。

※市の指定を受けた排水設備工事業者でなければ工事を行えません。



▲市ホームページ
はこちらから

下水道に接続すると
自然にもやさしいね！



工事資金の**融資**を**無利子**で受けられます

水洗化等資金の融資あっせん及び利子補給制度

水洗化などに必要な資金について、市内金融機関へ融資のあっせんを行い、融資に対する利子分を市が負担します。詳しくは市ホームページをご確認いただくか、下水道課までお問い合わせください。

※金融機関によって保証人や保証料が必要になる場合があります。



融資



◀市ホームページ
はこちらから

下水道区域外の皆さんへ 合併浄化槽の設置をお願いします

☎ティ・エム・イー(株) ☎0176-22-7018

☎下水道課 ☎0176-25-4015

市民の皆さんの健康で快適な住環境の整備と公共用水域の保全を図るため、下水道区域外では浄化槽整備事業を行っています。

❖ 合併浄化槽の設置には「浄化槽整備事業」をご活用ください

市と事業契約を結んでいるティ・エム・イー株式会社が、合併浄化槽の設置とその後の維持管理を行います。維持管理費は、下水道使用料として水道料金と一緒に支払っていただきます。



合併浄化槽

微生物の力で排水を
きれいにするよ！



浄化槽設置にかかる工事費用は分担金のみ

※浄化槽設置工事以外の排水設備工事などの費用は個人負担となります。

浄化槽人槽	分担金
5人槽	94,000円
7人槽	110,000円
10人槽	140,000円

❖ 「浄化槽整備事業普及促進補助金」をご活用ください

- ▶浄化槽整備事業を活用した場合、**浄化槽1基につき11万円**を交付します。
 - ▶単独浄化槽（トイレだけの浄化槽）を撤去する場合は、**最大9万円**を加算します。
- ※近い将来下水道が整備される予定の地域や農業集落排水などの地域は対象外となります。
詳しくは市ホームページをご確認いただくか、下水道課までお問い合わせください。



▲市ホームページ
はこちらから